

新潟市健康づくり推進委員会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市健康づくり推進委員会の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号(日中の連絡先)、職業、応募動機、活動履歴を記載したものに、作文を添えて、持参、郵送、ファックス、電子メール等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を公募の都度開催する。

2 選考委員会の構成員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

職
保健衛生部長
保健所長
保険年金課長
保健衛生総務課長
保健所健康増進課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行う。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、保健衛生部保健所健康増進課に置く。

(結果の通知)

第8条 公募委員の選考の結果は、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議の委員の公募に関する要領及び新潟市食の安全意見交換会の委員公募に関する要領の廃止)

2 新潟市食育推進会議の委員の公募に関する要領及び新潟市食の安全意見交換会の委員公募に関する要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。